

Information こども家庭課

児童手当の制度が一部変わります

■所得制限限度額・所得上限限度額について

令和4年6月の児童手当制度の改正に伴い、令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が②支給上限限度額以上の場合、児童手当などは支給されません。

なお、所得が①（所得制限限度額）以上、②（所得上限限度額）未満の場合は特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

■届出について

令和4年度より一部の方を除き現況届の提出が不要となりましたが、住所や氏名の変更、加入する年金などが変わった場合は届出が必要ですのでご注意ください。なお、詳細は広野町公式HPをご確認ください。

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200

※扶養親族などが4人以上の場合はHPまたはこども家庭課にお問い合わせください。

問 広野町 こども家庭課 ☎0240-27-2115

Information こども家庭課

令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、対象児童1人につき5万円を給付します。

■ひとり親世帯

(1) 対象者

以下①～③のいずれかに該当する方

- 令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方
- 公的年金給付などを受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

(2) 支給手続き

- ①の方 **申請不要**
(対象者にはご自宅に通知が届きます。)
- ②③の方 **申請必要**
(町のホームページまたはこども家庭課にお問い合わせください。)

■ひとり親世帯(今回の給付金を受取済み)以外の方

(1) 対象者

以下①～③のいずれかに該当する方

- 令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母などのうち、
- 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度住民税（均等割）が非課税の方

②令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者でなく、令和4年度住民税（均等割）が非課税の方

③令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

※令和5年2月末までに生まれた新生児なども対象になります。

(2) 支給手続き

- ①の方 **申請不要**
(令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当指定口座に支給します。)
(給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出してください。)
- ②③の方 **申請必要**
(町のホームページまたはこども家庭課にお問い合わせください。)

■支給額

児童1人当たり一律5万円

■申請期限

令和5年2月28日（火）まで

■申請先

こども家庭課窓口へ直接または郵送でご提出ください。

問 広野町 こども家庭課 ☎0240-27-2115

Information 健康福祉課

原子力災害被災地域における医療・介護保険料など減免措置に係る令和5年度以降の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災および福島第一原子力発電所事故に伴う医療・介護保険などの一部負担金や保険料（税）の免除措置について、一定以上所得者を除き継続されております。

減免措置の見直しについては、令和3年3月9日に閣議決定された「[第2期復興・創生期間]以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、「被保険者間の公平性などの観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切に見直しを行う」こととされております。

この閣議決定を踏まえた国からの令和4年4月8日付け通知に基づき、令和5年度以降の取扱いは次のとおりとなります。



■平成23年3月11日時点で広野町に住民票があった方（または世帯）（※）

※平成26年度までに避難指示などが解除された地域

・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の**保険料（税）**

- 令和4年度まで・・・全額減免
- 令和5年度・・・1/2減免
- 令和6年度以降・・・減免終了

・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の**一部負担金（利用者負担）**

- 令和7年2月末まで・・・免除継続
- 令和7年3月1日以降・・・免除終了

平成23年3月11日時点で平成27年度以降に避難指示などが解除された地域に住民票があった方は、減免措置の終了時期が上記以降となります。詳しくは、平成23年3月11日時点で住民票のあった自治体へお問合せください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information 健康福祉課

後期高齢者医療制度のお知らせ

令和4年10月1日から医療費の窓口負担割合「2割」が新設されます

・令和4年10月1日から、次の①、②の両方に該当する場合は、窓口での医療費の負担割合が「2割」になります。

①世帯内に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の後期高齢者医療制度の被保険者がいる。

②「年金収入+その他の合計所得」の合計が、後期高齢者医療制度の被保険者が一人の世帯は200万円以上、二人以上の世帯は合計320万円以上。

・住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる世帯は3割負担、被保険者全員の住民税課税所得が28万円未満の世帯と住民税非課税世帯は1割負担です。

令和4年8月1日から被保険者証が新しくなります

・現在お使いの被保険者証（オレンジ色）は、令和4年7月31日で有効期限が切れるため使用できなくなります。令和4年8月1日から令和4年9月30日の期間は7月下旬に交付する被保険者証（ふじ色）をご使用ください。

・令和4年度は窓口負担割合の見直しがありますので、10月1日から使える被保険者証（ピンク色）を、9月下旬ごろ改めて交付します。

・期限の切れた被保険者証は、誤使用や詐欺被害を防ぐため、細かく裁断して処分するか、広野町健康福祉課窓口まで返却してください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

福島県後期高齢者医療広域連合
☎024-528-9025